

フランスにおける個人データ保護法制

塚林美弥子（法研）

I. CNIL (Commission nationale de l'informatique et des libertés) : 「情報処理および自由に関する全国委員会」について

➤根拠法 : Loi n° 78-17 relative à l'informatique, aux fichiers et aux libertés du 6 janvier 1978.

「情報処理、情報ファイル、および諸自由に関する法律」(1978 年法)
(2004 年 [EU データ保護指令に対応]、2011 年、2018 年 [GDPR¹に対応] 改正)

☆第 1 条「情報処理は各々国民のためのものである。その発展は国際協力の下に行うべきである。人格、人権、私的生活や公のあるいは個人の諸自由を侵害してはならない。」

(L'informatique doit être au service de chaque citoyen. Son développement doit s'opérer dans le cadre de la coopération internationale. Elle ne doit porter atteinte ni à l'identité humaine, ni aux droits de l'homme, ni à la vie privée, ni aux libertés individuelles ou publiques.)

➤背景

・1960～70 年代 : 私生活、人格の保護の必要性が自覚される。

・1970 年 7 月 17 日の法律 : 民法典や刑法典を改正し、私的生活の尊重に対する権利を規定。

・1971 年コンセイユ・デタが個人情報取扱いについて政府に勧告する。

・1974 年 3 月 21 日 : 行政ファイルと個人の目録のために自動化されたシステム (système automatisé pour les fichiers administratifs et le répertoire des individus : SAFARI) という計画の存在が「ル・モンド紙」に掲載される。

→限定的に利用されとしていた社会保険番号をすべての行政機関で利用される？

・1974 年 12 月 : 法務大臣の支配下に「情報処理と自由委員会」設置

→同委員会は立法によって行政委員会を創設することを提案。

➤機関の構成 : 18 名の選任 (13 条 1 項 [1978 年当時 8 条])

①国民議会 Assemblée Nationale および元老院 Sénat によって任命された議員各 2 名、

¹ General Data Protection Regulation : EU 一般データ保護規則。1995 年施行「Data Protection Directive 95 (EU データ保護指令)」に代わる法規制として 2016 年 4 月に制定、2018 年 5 月 25 日に施行。

②経済社会環境評議会 *Conseil économique, social et environnemental* で選出された 2 名、③コンセイユ・デタの総会で選出された現職の構成員又は現構成員 2 名、④破棄院総会で選出された職員の構成員又は現構成員 2 名、⑤会計員 *Cour des comptes* 総会で選出された現職の構成員又は現構成員、⑥情報処理などに関する有識者 5 名。

「辞任以外の情報処理・諸自由全国委員会が制定する理由が生じる場合、同委員会が制定した要件を満たす場合を除き、構成員を罷免することはできない。」(同条 2 項)

➤権限：事前規制、義務違反行為に対する制裁、政府および民間団体への助言等

➤活動における独立性の保障：兼職禁止と利益相反の禁止等 (14 条 [1978 年当時 8 条])、他のいかなる機関からの指示を受けない (21 条 [1978 年当時 13 条])

➤権限の対象になる個人情報処理

対象情報：氏名的情報 *informations nominatives* ✕個人情報

→定義：「いかなる手段によるにせよ、直接的にまたは間接的に、その対象となる自然人を帰属しえる情報とする。」(4 条)。

⇔情報処理技術の普及とデータベースなどの一般化により、自然人に帰属しうる情報は氏名等を名乗る情報だけでなく、多数の情報が該当することになった。それを受けて、判例は、氏名的情報の意義を柔軟に解釈するに至った。

→1995 年欧州連合の指令に個人情報 *données à caractère personnel* の用語が利用され、それを 2004 年改正法がフランス国内に導入し、フランス国内での解釈に該当する用語の変更もなされた。

➤対象活動である情報処理

・1978 年法制定時：「氏名的情報に関わる全ての自動化された手段による操作や複数操作の全体、特に収集 *collecte*、記録 *enregistrement*、作成 *élaboration*、修正 *modification*、保存 *conservation*、破棄 *destruction* のような、氏名的情報に関する操作の全体、または、情報ファイル若しくはデータベースに関わる同質の操作全体、特に氏名的情報の相互接続 *interconnexion* もしくは結合 *rapprochement*、または閲覧 *consultation* 若しくは転送 *transmission* のような操作の全体」(5 条)。

・2004 年改正：「個人情報に関わる操作や操作の全体、特に収集、記録、編集 *organisation*、保存、適応 *adaptation*、もしくは修正、抽出 *extraction*、閲覧、利用 *utilisation*、転送、配布 *diffusion*、もしくはその他の提供手段による伝達 *communication*、結合若しくは相互接続 *interconnexion*、又はアクセス停止 *verrouillage*、消去 *effacement* もしくは破棄のような、個人情報に関する操作または複数操作の全体」に変更。

現行法は、その規定が 2 条 3 項へと移動されたが、定義はそのままである。

➤事前規制：届出 *déclaration* (16 条、現行法 23-24 条) と許可 *autorisation*・許可のための諮問機関の意見 (15 条・18-19 条、現行法 25 条・26-29 条) の 2 つに分かれている。

①届出：原則＝個人情報の自動化処理を行う際は、CNIL に届出をしなければならない (22 条 I)。

個人情報処理が日常的 *courantes* なもので、プライバシーや個人の自由を侵害しないと考えられるものについては、簡易届出の対象になる (24 条)。

通常の届出は、処理責任者の身元と住所、情報処理の目的、処理の対象となる個人情報、処理される情報の保存期間などの多くの事柄を CNIL に申告することが義務付けられる (23 条)。

②許可：

1) 自動処理か否かを問わず、8 条所定のセンシティブ情報の処理のうち、a) 国立統計経済研究所または省の統計関係部局の一つが行う統計処理、b) 短期匿名処理の対象となるもの、c) 公益を理由とするもの。

2) 遺伝学的情報に関する自動処理。ただし、医師や生物学者による情報処理で、予防医療、医学的診断、診療や治療のための投薬を目的とするものを除く。

3) 自動化処理か否かを問わず、犯罪・有罪判決・保安処分に関する情報処理。ただし、情報の関係者保護という司法的補助者の任務に必要な情報処理を除く。

4) 情報処理の性質、範囲、目的から、法的利益や給付の利益、契約の利益を個人からはく奪する恐れがあるものの、法令の規定が欠如している場合の情報処理。

5) 公的なサービスを管理する法人（または複数の法人）に属し、異なる公益に課する目的を有するファイルの相互接続、および別の個人に属し、主たる処理目的が異なるファイルとの相互接続。

6) 個人識別全国名簿における個人登録番号を記載した個人情報に関する処理、および個人登録番号を含まないものの同名簿への参照を必要とする処理。

7) 個人の社会的困窮に関する評価を含む情報の自動処理。

8) 個人の調査に必要な、生物測定学的な *biométriques* 情報を含む自動処理。

(25 条 I)。

➤事後規制：制裁権や処罰規定以外の第 6 章に規定されており、44 条～49 条。

改正により、事前許認可の範囲の軽減と同時に事後制裁の増加という傾向がみられる。

調査権限は調査のために必要なすべての情報をもとめ、すべての個人情報にアクセスでき、立ち入り調査も可能。

・ CNIL は義務を履行しない情報処理責任者に対して、対審手続きの上で警告

avertissement を発することができる（45 条 I）。

- ・ CNIL は期限を定めて違反を止めるよう催告する *mettre en demeure* こともできる。

- ・ これらに従わなかった場合、対審手続きを経て以下の制裁が可能。

- 1) 国家による情報処理の場合を除き、金銭的制裁を科することができる（47 条）

※金額は違反の重大性と違反により得られた利益を比較衡量して決定する。

※1000 万ユーロまたは全世界売上高の 2% 上限。

- 2) 22 条の届出の対象となる処理の場合は処理中止命令を、25 条による許可決定の場合は撤回 *retrait* を命じることができる（45 条 I 2 号）

- 3) 処理の実行または処理されたデータの利用が、本法 1 条に規定される権利と自由の侵害をもたらす場合、CNIL は対審手続きを経て、コンセイク・デタのデクレによって定義される緊急の手続きを開始することができる（45 条 II）

※これらに加え、CNIL の活動を妨害する行為も処罰対象となる（1 年以下の拘禁刑と 15000€以下の罰金）（51 条）。

➤ 個人情報に関する犯罪は刑法典に規定。

1978 年法第 50 条「本法の規定に関する犯罪は、刑法 226-16 条から 226-24 条において予定され、抑止される。」（情報処理に関する規定：226-16～226-19 条、情報の利用に関する規定：226-20～226-22 条）

刑法 226-16 条：1978 年法の定める事前手続きに違反して個人情報を処理したり、処理を行わせたりする行為において、故意だけでなく怠慢 *négligence* による場合も処罰対象とする。

犯罪類型：①詐欺的 *de manière frauduleuse*、不誠実 *de manière déloyale*、不正な *de manière illicite* 手段による情報収集の罪（226-18 条）、②市場調査等のための情報処理の罪（226-18-1 条）、③センシティブ情報の入力・保存の罪（1978 年法 8 条違反を処罰。226-19 条）

➤ 1978 年法それ自体への刑罰規定は制定時には 4 つ（41～44 条）

41 条：事前的手続きを経ないで氏名的情報の自動化されたシステムで処理をした又はさせた行為を処罰する。

42 条：情報処理責任者の義務に反する行為を処罰する。

43 条：名誉・身分・私的生活のプライバシーを侵害するおそれのある情報を、本人の同意なしに情報処理責任者でない人に漏らした行為と過失により同様の情報を漏えいし、又は漏えいし得る状態を作った行為を処罰する。

44 条：本法が定める適用要件における氏名的情報処理の目的以外の目的で情報処理をした行為を処罰の対象とする。

※43 条以外の処罰規定は故意犯罪であり、法律的義務に直接的に反する行為を対象とする。43 条は、個人に対する侵害がより確実であるため、過失犯・抽象的危険犯が可罰対象になる。この保護要請が強いと思われる情報は、名誉・身分・私的生活を侵害するおそれのある情報である。

43 条の過失犯は罰金のみで、抽象的危険犯は懲役 6 ヶ月および・または 2000 フラン以上 20000 フラン以下の罰金に処される（最も軽い法定刑）。

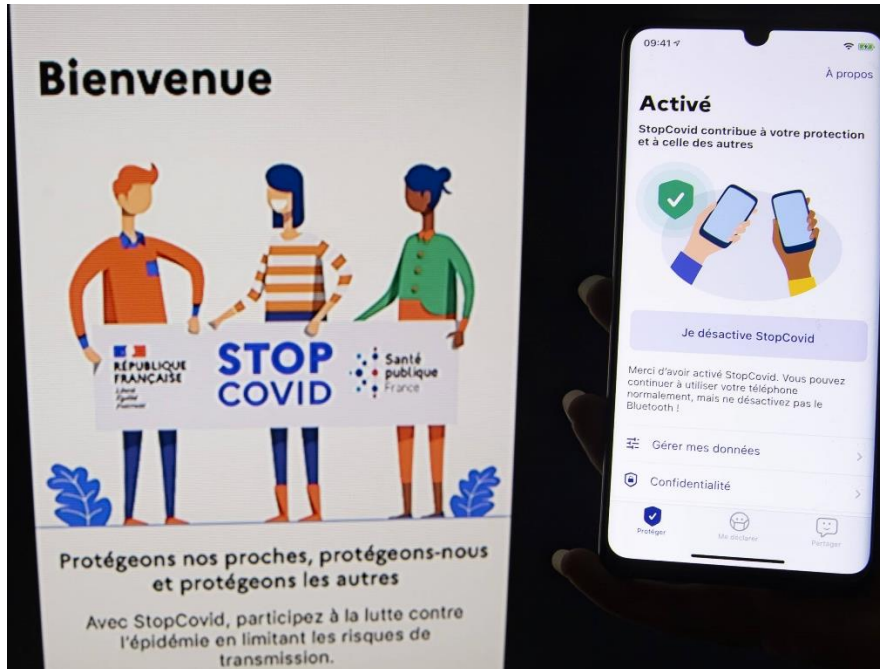
他方、42 条と 44 条は懲役 5 年以下・罰金 20000 フラン以上 200000 フラン（最も重い刑）を規定している。

※1992 年 7 月 22 日の法律により新刑法典が制定され、その際に処罰規定が大幅に再構成。→1978 年法に規定されていた氏名的情報に関する刑事規定は、刑法典の第 2 編第 2 部における人格侵害に関する第 5 章に移転され、41 条は引用規定へ。

1978 年法 42・43 条は、それぞれ許可なく全国目録を利用する行為を懲役 5 年以下または 2000000 フランの罰金で、また CNIL の活動を妨害する行為を懲役 1 年以下または 100000 フランの罰金で処罰することを規定。

（1994 年 7 月 1 日、1995 年 2 月 4 日、2000 年 4 月 12 日の刑法典改正でも変化なし）

Ⅱ. コロナ接触追跡アプリ stopcovid (2020 年 6 月 2 日に提供開始)



➤経緯：2020 年 4 月 8 日に計画が公表される。

※公式サイト開設：<https://www.economie.gouv.fr/stopcovid>

①2020 年 4 月 26 日 CNIL による最初の意見

「(コロナという) 危機管理の例外的な状況において、CNIL は、この措置がいくつかの条件が揃えば *GDPR* に合致していると評価している。CNIL は政府の計画によって、特に匿名の利用によっていくらかの保障がなされているとみている。

しかしながら、CNIL は警戒を求め、かつ以下の点を強調する。すなわち、このアプリの有用性が十分に明白であり、そして世界規模の公衆衛生上の戦略の中にも統合される場合に限ってしか、このアプリは展開されえない。CNIL は補足的にいくらかの保障を要請する。(すなわち) この措置の必要な安全性と、技術上の推薦を強く要請する。

CNIL は、仮にこの措置に訴えることが決定されたとしても、この措置の実地の最終的な様式を評価するために、議会での議論の開催の後に改めて態度決定ができるよう望む…」

- ・根拠：任意的な諮問に対する答申（1978 年法 8 条 I 項 2 号 e）

- ・内容：政府のプロジェクト概要に基づいて意見を提出。

- 1) 個人データ、とりわけ健康 *santé* のデータ処理の存在

個人が特定されないように保護する必要。

- 2) 任意性の強調

- 3) アプリの法的基礎

GDPR6 条および 1978 年法 5 条+利用者の合意 *consentement*+*covid-19* に抗するための公益。

- 4) 接触追跡装置による私的生活への侵害の容認可能性

憲法上の権利保護の必要性を強調

- 5) アプリの仕様 *configuration*

処理責任

- データ保護影響評価の必要性

- データの正確性

- データのセキュリティ

- 個人データに対する個人の権利の尊重

②2020 年 5 月 25 日 CNIL による 2 回目の意見

※センシティブ情報の利用に関する必要的な意見

- ・アプリの必要性和比例性

- ・処理の目的と責任

- ・利用者の任意にゆだねられること

- ・収集され処理されるデータ

- ・データの送信先及びアクセス可能な者

- ・EU 外へのデータの転送

- ・保存期間

- ・個人に対する情報提供と個人の権利

- ・セキュリティ

③2020 年 5 月 27 日 議会での討議、議決。

「*covid-19* 対策におけるデジタルイノベーションに関する政府声明」を討議。

憲法 50 条 1 に基づき評決⇒民主的正統性の調達。

④2020 年 5 月 29 日 アプリを規律するデクレの制定（2020-650 号）

「stor covid という名称の個人情報の処理を創設し、責任者は厚生担当大臣とする。
この個人情報の処理は、モバイルアプリケーションと中央サーバーから成り、GDPR6 条 1 項 e 号の公共の利益の任務、および 9 条 2 項 i 号の公共の利益の枠内で行われる。」(1 条)
※デクレ自体は GDPR9 条、1978 年法 31 条に基づく
→CNIL による二度目の意見は法的に必要な諮問として位置付けられる。

➤中央サーバーで情報を処理する集中型を採用。✕アップル・グーグル等
→健康や技術に関する主権 *souveraineté* の問題であることを強調。
(<https://www.economie.gouv.fr/files/StopCovid/StopCovid-DP.pdf>)

➤効果？

「8 月半ばの時点で、230 万回ダウンロードされ、その 4 分の 1 はアンインストールされた」。「1169 人の陽性者登録があった時点で、アプリが通知したのは 72 件」。
(«Pourquoi peut-on déjà parler d'échec de l'application de traçage StopCovid?
», 8, Septembre, 2020)

➤2018 年改正：2004 年でさらに強化された事前規制は、2018 年改正で大きく変容。

⇔事後規制の強化。

→個人からの申立は 11,077 件、調査件数 310 件、催告 48 件、制裁は 11 件。うち金銭的制裁 9 件。

【CNIL に関する重要な資料】 ※すべて最終アクセス 2020/09/25

・トリコ・レポート (Rapport Tricot)

https://www.cnil.fr/sites/default/files/atoms/files/rapport_tricot_1975_vd.pdf

情報処理がプライバシーと諸自由の尊重を維持するよう情報処理の発展措置を提案するために内閣総理大臣に設定された委員会による報告書。

・Alex TÜRK (フランス上院議員・～2011 年 9 月？CNIL 委員長)

A.TÜRK ; Rapport n°218(2002-2003)fait au nom de la commission des lois, déposé le 19 mars 2003.

<https://www.senat.fr/rap/l02-218/l02-2181.pdf>

・Stopcovid に関する 4 月 26 日提出の意見書

<https://www.cnil.fr/fr/publication-de-lavis-de-la-cnil-sur-le-projet-dapplication-mobile-stopcovid>

・Stopcovid に関する 5 月 23 日提出の意見書

<https://www.cnil.fr/fr/la-cnil-rend-son-avis-sur-les-conditions-de-mise-en-oeuvre-de-lapplication-stopcovid>

・5 月 23 日の意見書に関する CNIL の決議

<https://www.cnil.fr/sites/default/files/atoms/files/deliberation-2020-056-25-mai-2020-avis-projet-decret-application-stopcovid.pdf>

【主要参考文献】

・清田雄治「フランスにおける個人情報保護法制と第三者機関」立命館法学 300・301 号 (2005 年)

・井上禎男「フランスにおける個人情報保護第三者機関の機能と運用」名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』5 号 (2006 年)

・佐藤結美「個人情報の刑罰的保護の可能性と限界について」北海道大学学位請求論文(2014 年)

・カロリーヌ・ルブルトン「フランスにおける個人情報の保護制度の変遷」法政大学大学院紀要 79 号 (2017 年)

・曾我部真裕「フランスの個人情報保護法制」比較法研究 81 号 (2019 年)

・曾我部真裕「『接触確認アプリ』の導入問題から見える課題」法律時報 92 巻 9 号 (2020 年)

【用語】

Aspirer : (情報を) 取り込む

Astreinte : 罰金強制

Bref délai d'un procédé d'anonymisation : 短期匿名処理

Déclaration : 届出

Déclaration simplifiée : 簡易届出

Des données génétiques : 遺伝学的情報

Données à caractère personnel : 個人情報

Données sensibles : センシティブ情報 (1978 年法 8 条)

人種又は民族的出自、政治的、哲学的、宗教的意見、労働組合への所属が直接又は間接に明らかになる個人情報、健康もしくは性生活に関する個人情報。

※収集および処理は原則的に禁止 (8 条第 2 項＝例外規定)

Mesure de sûreté : 保安処分

Mémoire informatisée : 情報記憶装置・情報処理化されたメモリー (刑法 226-19)

Norms d'exonération : 免除基準 (刑法 226-16-1-A)

Norms simplifiée : 簡易化基準

Numéro inscription des personnes : 個人登録番号

Répertoire national d'identification des personnes physiques : 個人識別全国名簿 (刑法 226-16-1)

Verrouillage : アクセス停止